

(15) 介護老人保健施設

提案基準15「介護老人保健施設」

介護老人保健施設で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 協力病院に併設されるものであること。
- 2 施設規模については、各地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮したものであること。
- 3 県介護老人保健施設担当課から介護老人保健施設の開設許可の見込みが確実である旨の確認がなされていること。
- 4 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 施設の配置、内容、規模等が適切であり、建蔽率が60パーセント以下、容積率が200パーセント以下、高さは原則として15メートル以下であること。
 - (2) 施設の入居定員は、原則として200人未満であること。
 - (3) 周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。
- 5 敷地計画については、必要な駐車スペースが確保され、かつ敷地外周部が適切に緑化されている等、周辺の環境に配慮された良好なものであること。

<留意事項>

- ア 要件3については、当該介護老人保健施設を所管する部局の意見書により確認する。
- イ 要件4(1)のうち、建蔽率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。
- ウ 要件4(2)については、必要に応じて当該介護老人保健施設を所管する部局の意見書により確認する。

【解説P19, P22, P23, P61参照】